

道路掘削申請に伴う添付書類及び注意事項

* 添付書類

- ・位置図：(申請ヶ所付近に目印となるような建物等があるよう表すこと)
- ・平面図：(縮尺 1/500 以上、掘削面積がわかるよう標記すること)
- ・横断面図：(縮尺 1/100 以上、配水管及び取り出し給水管を表し占用延長を表すこと)
- ・復旧断面図：(縮尺 1/50 程度、仮、本復旧断面を表すこと)
- ・交通規制図：(縮尺 1/100 以上、道路幅員、余幅を表記し保安要員の配置等詳細に表すこと)
- ・地下埋設物事前協議書：(関係機関との協議事項を添付すること)
- ・同意書：(市道→通行止めの場合、地元区長)
(国道、県道の場合。道路管理者の指示に従うこと)

以上、道路種別に関係なく各 4 部、桜井市上水道課へ工事予定日より 1ヶ月前までに提出すること。

* 注意事項

- ・本掘削工事の主体は、申請者であり指定給水装置工事事業者であることを十分認識し工事施工にあたること。
- ・道路掘削にあたっては、必ず地区総代及び付近住民と十分調整し責任をもって工事を行い施工後は、側溝等に土砂等がないよう十分清掃し竣工すること。
- ・工事が、車両等通行止めの場合は消防、ゴミ、し尿の関係機関と必ず協議すること。
- ・掘削後の本復旧については、基本的に道路管理者立会のうえ範囲等を決定し施工になるが、掘削許可条件にも明記されている通り本復旧後のかし担保期間が 2 年間あり、そのため期日を明確にする必要があるので、本復旧の施工期日入り竣工写真を必ず給水工事後 3 カ月以内に桜井市上水道課へ提出すること。